平成３０年度京都市戦略的広域シティＰＲ（海外向け）業務委託仕様書

１　委託業務名

京都市戦略的広域シティＰＲ（海外向け）業務

２　委託期間

契約締結日から平成３１年３月３１日まで

３　委託金額の上限

10,000,000 円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

※　仕様書４（１）に規定する業務及び４（２）出版物，放送，イベント等の企画･特集とのタイアップ経費は，それぞれ 5,000,000 円程度を目安とする。

４　委託内容

京都が持つ観光や伝統文化，伝統産業などの文化の魅力はもとより，京都市政の先進的な取組等の情報を海外メディアを通じて発信し，京都市のブランドイメージ向上を図ることを目的とする。

（１）メディアリレーション

○　海外メディアに向けた情報発信（プレスリリース等の作成，配信，取材依頼等の働きかけ），イベント企画等

【対象メディア】海外で事業展開する放送局，放送事業者，ウェブ発信業者など

（２）出版物，放送，イベント等の企画・特集とのタイアップ

特にＰＲ効果が高いと認められる情報について，出版物，放送，イベント等の企画・特集とタイアップした広報活動を行うこと。

以下の要件のいずれかを満たすこと

<u>要件１　京都市の施策・事業の紹介（海外テレビ番組等の企画，交通広告等）</u>

<u>要件２　海外向けプレスイベント（ファムトリップ等）の実施</u>

なお，実施に当たっては本市と協議し，本市の承認を得ること。また，委託金額の範囲内において，本市が内容を変更，中止等を指示した場合はそれに従うこと。

※　京都市の施策・事業の紹介のために作成した交通広告等の成果物を京都市における海外情報発信の取組において，無償で放映・掲載する場合がある。

※　委託内容及び委託金額の内訳等の詳細については，受託者決定後，提案に基づき協議によって定める。

※　本業務による掲載等の実績について，掲載件数，掲載日，掲載先とその概要，広報効果額の成果等を報告すること。

５　報告

受託者は，ＰＲ案件の選択及び進捗状況について随時報告を行うとともに，本市との協議後は協議結果を記録にまとめ，協議終了後に速やかに提出すること。

６　支払方法

（１）仕様書４（１）に規定する業務に係る委託料については，概算払とする。

（２）仕様書４（２）に規定する業務に係る委託料については，各企画等の実施後，それに要した費用（取材旅費，宿泊費，協力費，タイアップ記事掲載料　等）をその都度支払う。

（３）委託料については，業務終了後，精算するとともに，委託業務の実施内容及び要した経費について報告書を提出すること。ただし，精算に当たっては，剰余が生じた場合は戻入しなければならない。

７　その他

（１）本仕様書に記載されている事項の他，京都市の契約事務に関する規則や要綱等に基づくこと。

（２）本仕様書に記載のない事項又は仕様書に疑義が生じた場合は，本市と協議し，その決定に従うこと。